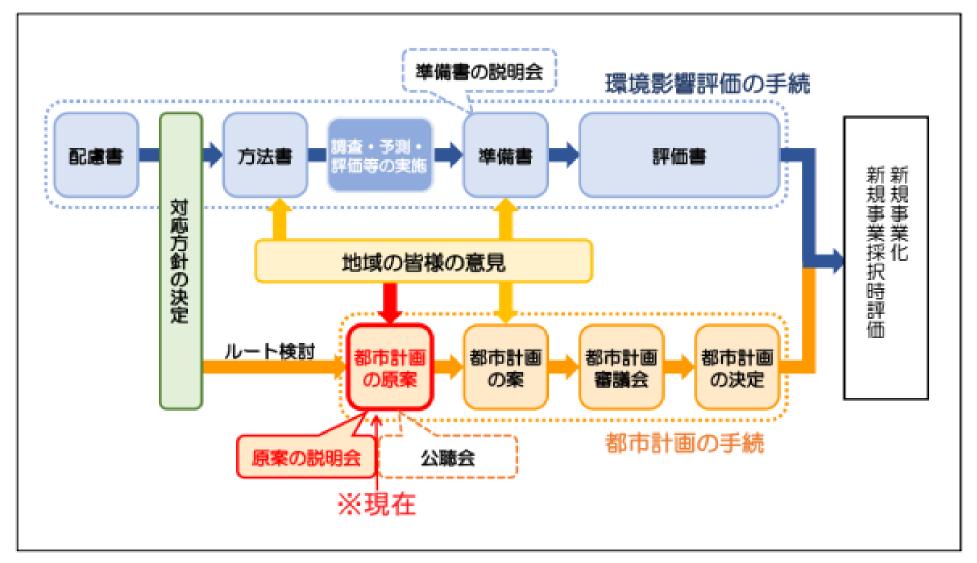
7/7 中部横断自動車道(山梨県北杜市側)現地報告集会



2024年7月7日 於: 北杜市大泉総合会館 中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

環境影響評価・都市計画手続きの主な流れ



参考: 山梨県・長野県都市計画原案の説明会資料(2023.10) 以下同様

中部横断自動車道(長坂~八千穂) 1kmルート帯(案)及びICの概略位置(案)

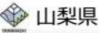


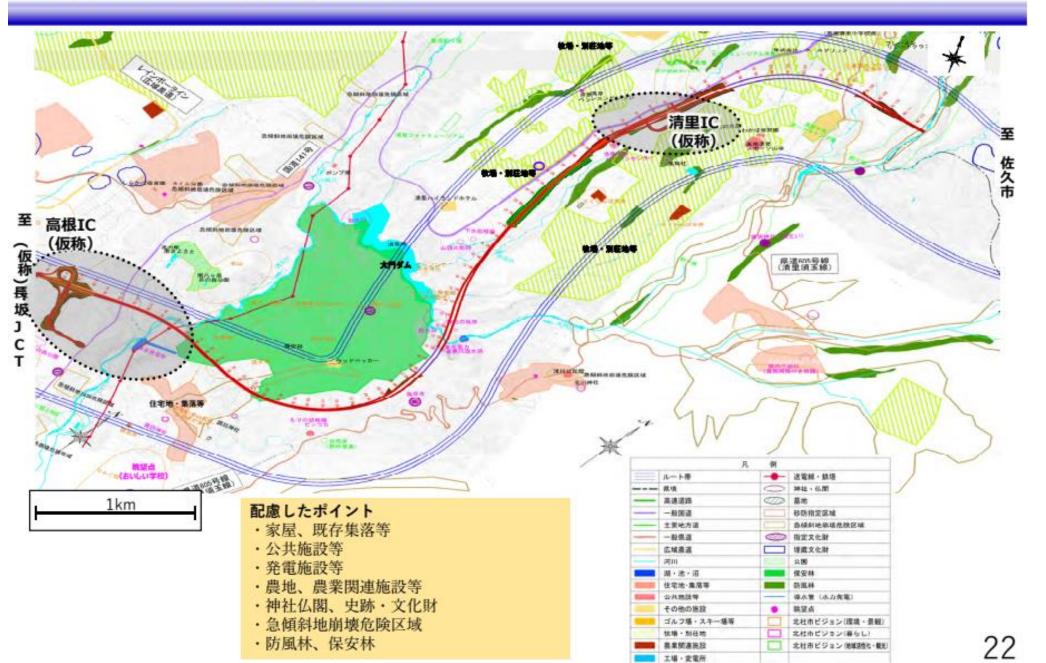
都市計画道路(原案)の概要





都市計画道路(原案)の概要



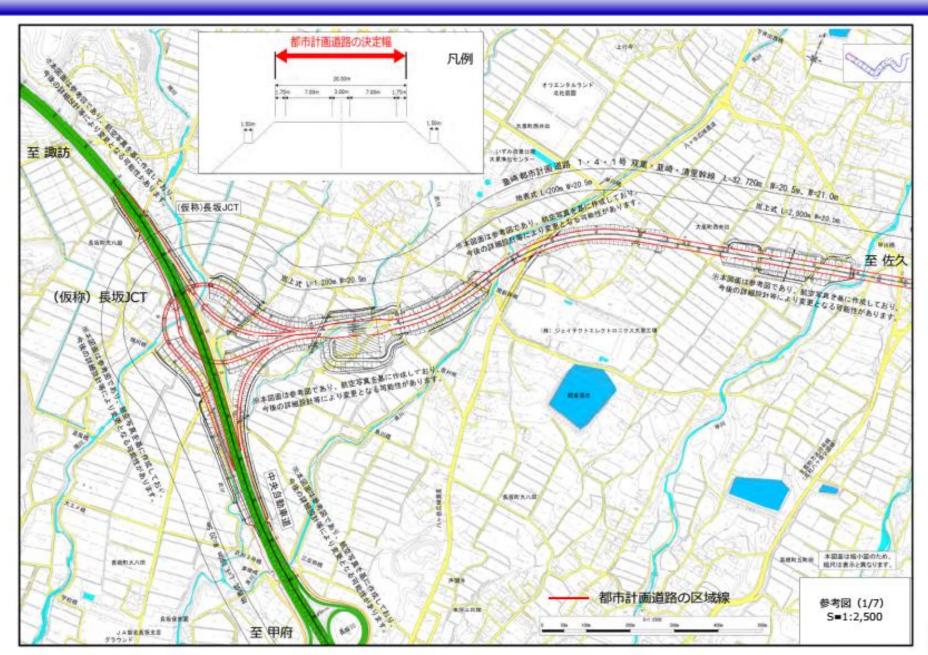


立体図

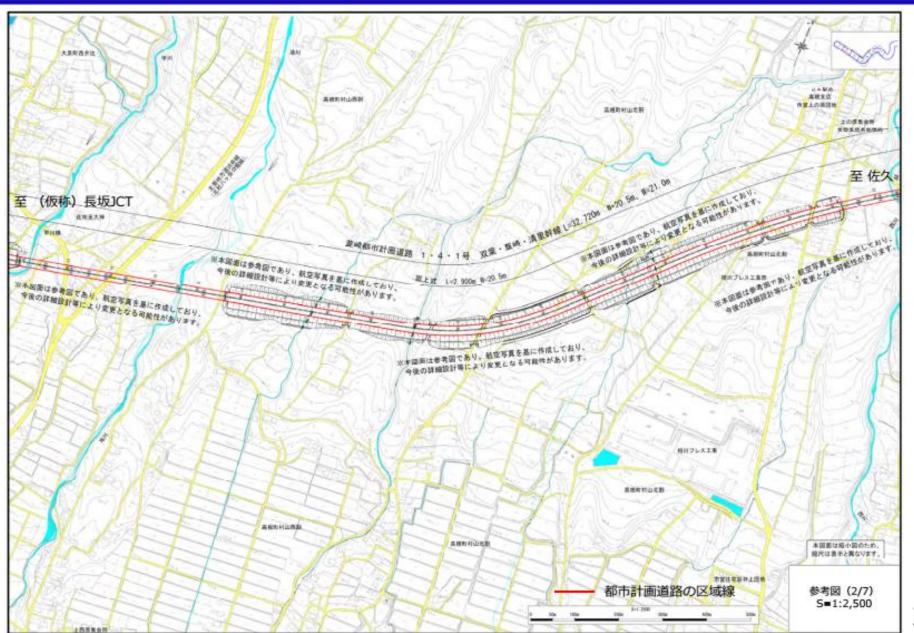




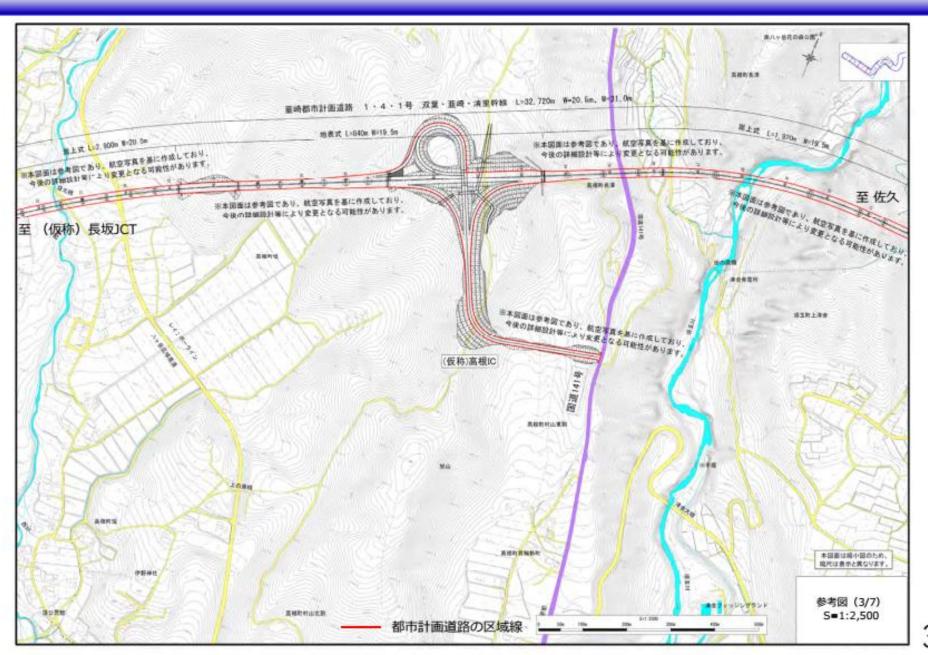


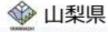


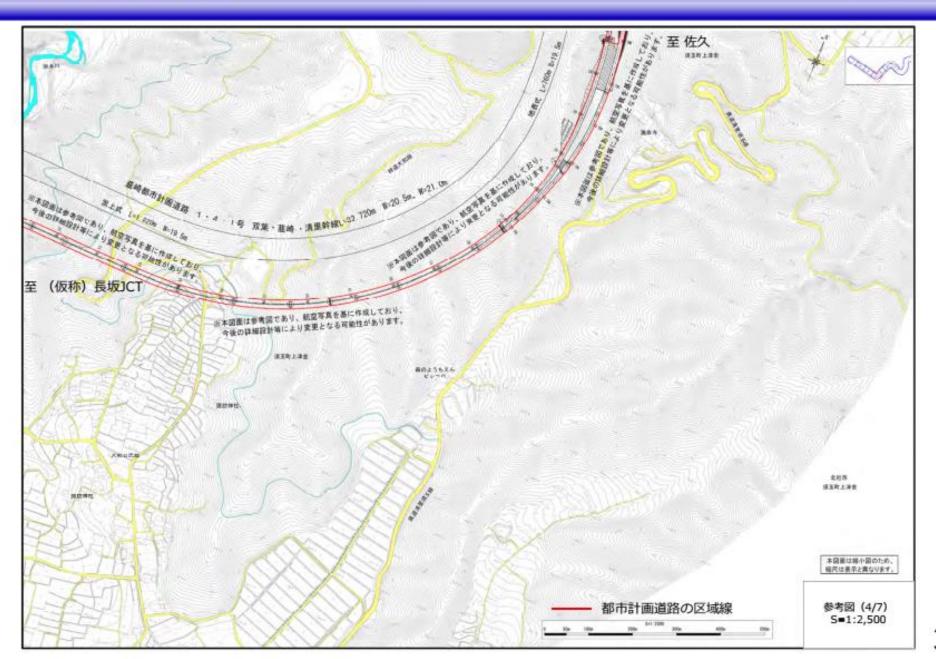




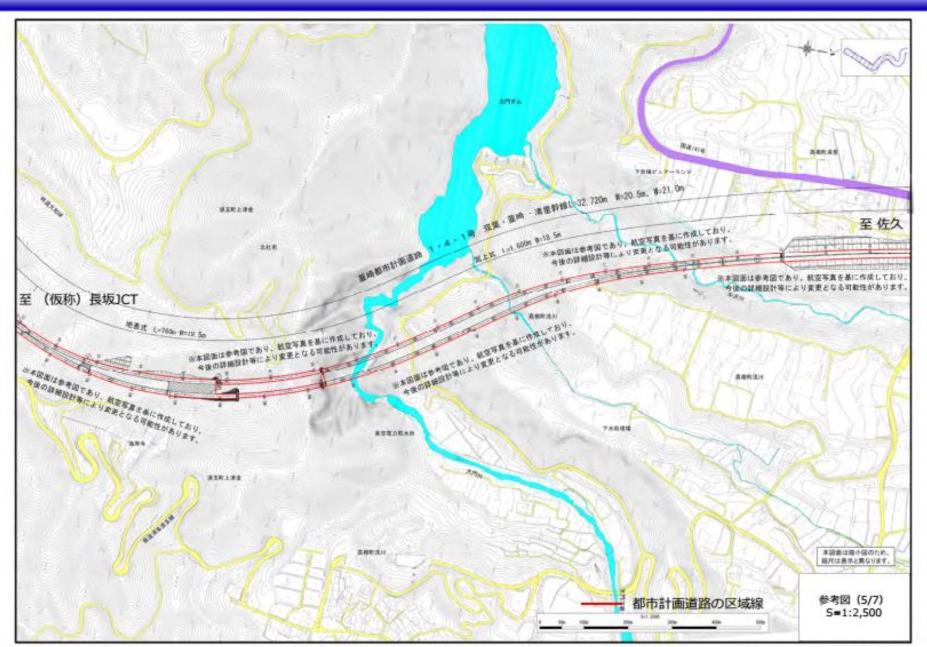




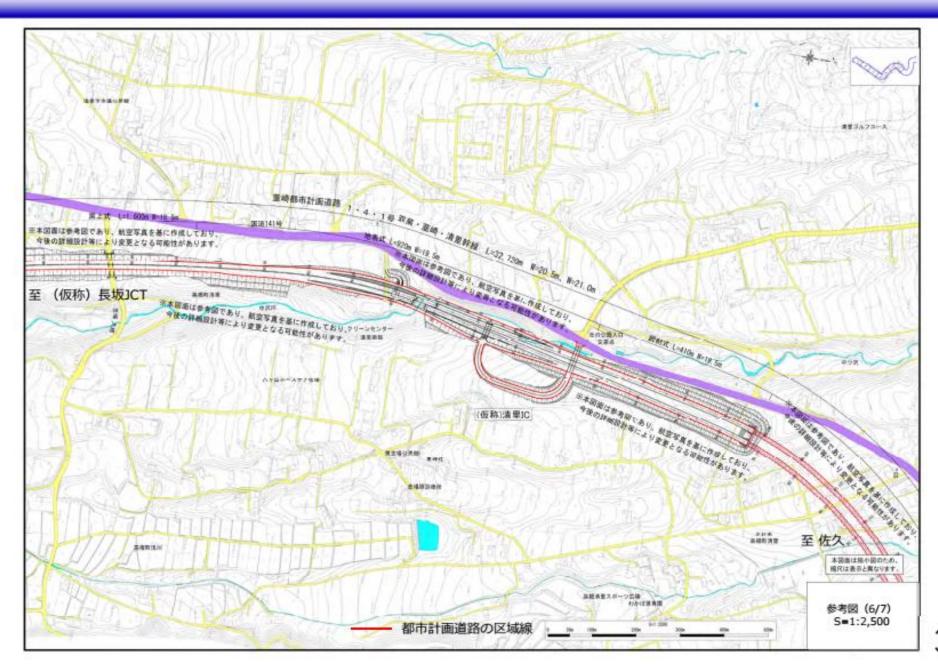




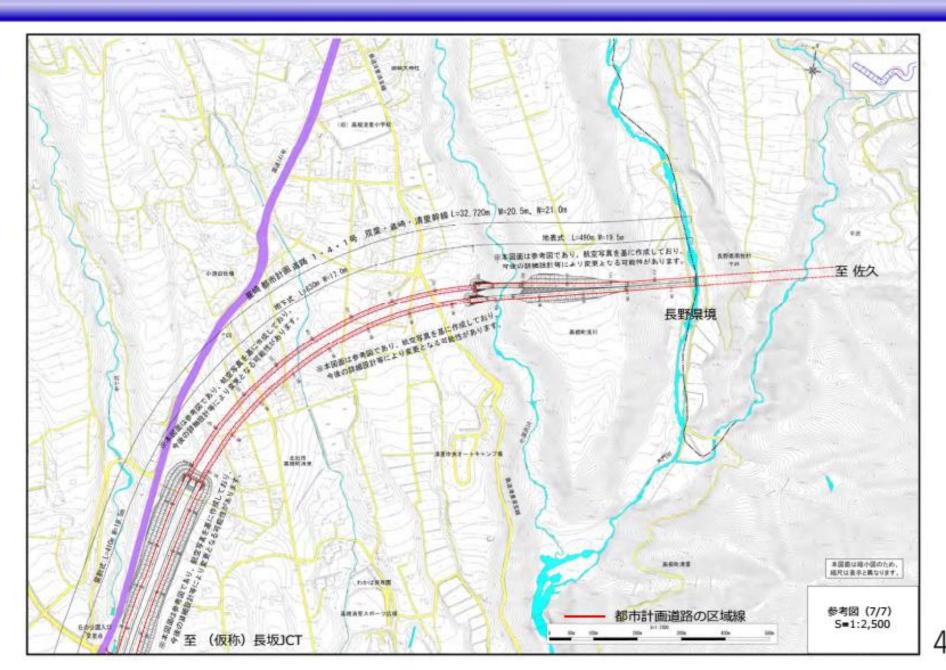












1. 都市計画原案とその問題点

- (1) 中部横断自動車道の山積する問題を棚上げして建設計画を強行 詳細ルート案の発表はこれまでの建設計画の不当な手続きの隠ぺいを図るもの
- (2)都市計画の適用は法律を逸脱している 都市計画のない地域に「都市計画の特例」を適用するおかしさ
- (3)ルート案は都市計画決定権者の山梨県が作成するはずなのに国交省 が代わって作成し、山梨県はそれをそのまま「都市計画原案」とし て公表した……山梨県庁の無責任

離れた地域の「韮崎都市計画」を持ち出した理由は何だったのか

(4) 国交省は「配慮ポイント」を勝手に決めてルート案を作成 「配慮ポイント」の考え方は非公開(開示文書は黒塗り) 関係住民等の意見も聴取していない。北杜市建設予定地の実態を反映しておらず 住民等が変更を求めている

2. 中部横断自動車道の山積する問題点

- (1) ルート帯関係図の改ざん
 - ・国交省はこれまで3キロ幅ルート帯の中に1キロ幅新ルート帯があり、 新ルート帯の住民等へは「3キロ帯で住等の意見を聞いたので、1キロ帯の住民等に選択肢を与える必要がない」との説明を行ってきた。
 - ・沿線住民の会の精査により、1キロ幅新ルート帯はそれまでの3キロ幅ルート帯の外側に位置していることが明らかとなった。 国交省のルート帯関係図の改ざん、虚偽説明が明らかとなった。
 - ・国交省は「転記ミス」と説明したが、こんな重要な図の転記ミス・改 ざんは許されない。
 - →したがって国交省関東地方小委員会での再審議、高速道路建設計画 は計画段階評価の初めに戻ってやり直すことが必要

参考:国交省が2012年11月21日に関東地方小委員会第1回ワーキンググループの会議に提出した図

5. ルート帯(案)・連結可能位置(案)の検討

国交省が発表したルート帯関係図 (2012.11.21)



参考: 国交省が誤りを認め2020年1月31日にホームページに公表した訂正図

5. ルート帯(案)・連結可能位置(案)の検討

訂正後のルート帯関係図 (2020.1.31)



(2) 住民への虚偽説明、だまして建設計画を強行

- ・住民・別荘所有者等の強い反対に直面し、関係住民等に国交省担当者は「八ヶ岳南麓は通らない」と説明(録音データあり)。 →1か月半後に八ヶ岳南麓を横断する1キロ幅新ルート帯案を発表、虚偽説明であること、住民をだましたことが明らかとなった。
- ・しかし国交省は「新ルート帯」は八ヶ岳南麓ではないと居直る 「八ヶ岳南麓」の定義は国交省が決める(レインボーラインより北側) と支離滅裂な発言。
- ・中央道双葉JCT、須玉IC付近から分岐するルートを検討していたにもかかわらず住民等へ明らかにせず、検討の機会を与えなかった →八ヶ岳を横断する1キロ幅新ルート帯を住民等へ押し付けた。
- ・その1キロ幅ルート帯ありきで建設手続きが強行されている。

- 国交省との虚偽説明の録音聴取を踏まえた面談を実施
 - ・2022年4月17日 甲府国道事務所 対応:地域防災調整官

施策分析評価係長

- ·2023年7月11日 全国公害被害者総行動国交省交渉 対応:道路局企画課
- ・2023年9月12日 甲府国道事務所 対応:副所長

地域防災調整官

保全対策官

専門官

(3)1キロ幅ルート帯を決定するプロセスが不明

・なぜ長坂分岐なのか

中央自動車道長坂IC付近で分岐する合理的な根拠が不明 →開示請求を行ったが公文書は存在しない。長坂分岐を決めた国幹会議の議事録が 廃棄されており、その分岐の理由が明らかにされていない。

・1キロ幅新ルート帯を誰がどのように決定したのか不明

1キロルート帯を検討した資料、会議の議事録、誰が決定したのか不明 →開示請求で<u>「新ルート案に関する決裁書及び新ルート案を決定するに至るまでの</u> 経過を記載した文書については」「取得及び作成していないため、文書が存在しな いことから不開示としました」と国交省が回答。

・ 1 キロ幅新ルート帯の決定に際し現地調査すらも行っていない 対象地域に住宅や別荘等がどのくらいあるのか分らずルート案を作成 当時の国交省の担当者「こんなに別荘があるとは知らなかった」と発言。

(4)中断自動車道への都市計画の適用の問題点

- ・山梨県は「韮崎都市計画区域」の道路施設として中部横断自動車道を 位置付けるとしている。 しかし中部横断自動車道は2019年当時、1キロ幅のルート帯の中に建 設することだけが決まっているだけで、道路の幅も決まっておらず道 路施設とは言えない。
- ・中部横断自動車道は「韮崎都市計画区域」外に建設予定のため、韮崎 都市計画との整合性を考慮する必要はなく、山梨県が都市計画を持ち 出し事業者の国交省に代わって都市計画と環境影響評価の手続きを行 う必然性は全くない。
- ・しかも北杜市は山梨県の都市計画区域外に位置しており、当然都市計画はない。したがってこの地域に都市計画の特例を適用するのは都市計画法を逸脱している。

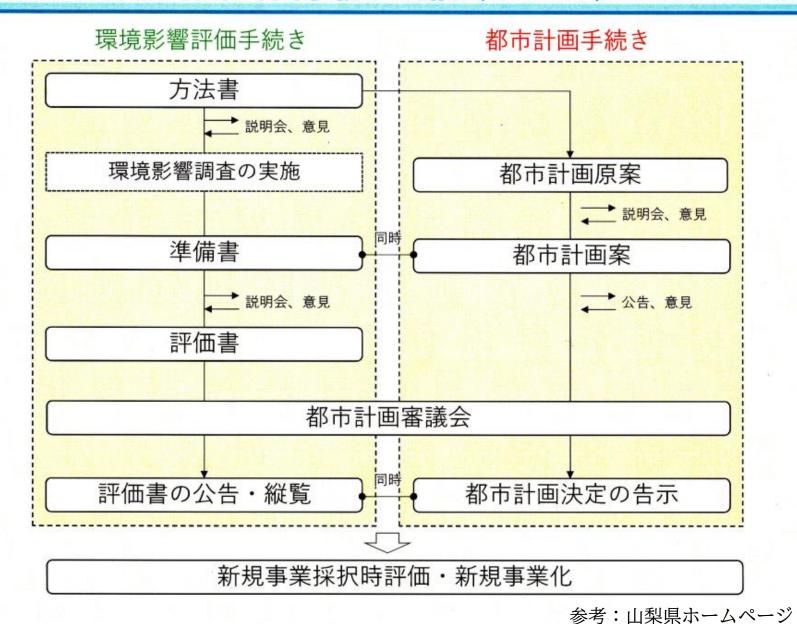
・建設計画地に都市計画が適用された場合、都市計画法による建築制 限等の規制の対象となり、関係住民等の土地所有者の所有権が不当 に制限され不利益を受けることになる。

(5) 山梨県による都市計画原案の国交省への丸投げ

- ・詳細ルート案の検討・決定は都市計画決定権者の山梨県の所管 実態は国交省が検討・作成し、山梨県へ送付した。 →山梨県はそれを自分たちが作ったようにして住民へ公表。
 - ※山梨県は国交省に代わって手続きをやると言ったのに、国交省へ 丸投げし責任を放棄している。
- ・山梨県・国交省は中部横断自動車道の建設計画を進めるために「韮崎都市計画区域」の都市計画を利用しただけ。



環境影響評価・都市計画手続きの流れ(イメージ)



(6) 国交省による住民無視の詳細ルート案

・国交省は「配慮ポイント」を考慮して詳細ルート案を検討したとしているが、その考え方、また何に配慮したのかを示さない。

沿線住民の会が行った開示請求では、ほとんどが黒塗り状態でコンサルタント会社 が行った調査・検討の内容は分からないようにしている。

- ○R 2 峡北地域環境影響他検討業務報告書
- 〇R 3 峡北地域環境影響他検討業務報告書
- ・ルート案の検討にあたり、対象地域の住民等の意見も聞かずルート案 を決定。

道路位置及び構造の概略検討時の検討方針(回避等の考え方) 非公開資料 p.3 ■道路位置及び構造の概略検討時の検討方針(回避等の考え方)(案) ■今後の検討の流れ ■道路位置及び構造の概略検討時の検討方針(回避等の考え方)(案) 現時点 ルート検討方針・保全の考え方 1. 道路位置及び構造の概略検討時 【道路線形による回避の検討】 2. 道路位置及び構造の具体的検討時 【構造等による回避、最小化の検討】 3.都市計画原案の住民等説明会、 公告·縱覧 審議会意見 4. 予測及び評価、準備書の作成 【代償等の検討】 5.都市計画案·環境影響評価 準備書の縦覧

[※]北杜市まちづくりビジョン

2. 環境保全の考え方の環境要素毎の整理

非公開資料 p.4

- ■道路位置及び構造の概略検討時・具体的検討時における環境保全の考え方の整理
- 前述の環境保全の方針等を環境要素毎に整理して示す。

環境要素	道路位置及び構造の概略検討時の検討方針 (回避等の考え方)	道路位置及び構造の具体 検討時の環境保全の考え
二酸化聚素·浮遊粒子状物質		
粉にん等		
経音		
低周波音		
援動		
水の濁り(工事の実施)		
水の汚れ(工事の実施)		
河川及び湖沼		
地下水		
重要な地形及び地質		・影響の程度に応じて環境 保全措置を検討する。
日照阻害		体王恒直を検討する。
電波障害		
動物(重要な種及び注目すべ き生息地)		
植物(重要な種及び群落)		
地域を特徴づける生態系		
主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観		
主要な人と自然との触れ合い の活動の場		
文化財		
建設工事に伴う副産物		

3. 山梨側と長野側での住民等に対する差別的扱い

※別表 行政による建設計画地の地域住民等への公平性を欠く対応

- (1) 山梨県では国交省、県庁は高速道路建設に反対する住民等の意見を聞くことなく建設計画を強行している。
 - ・国交省→2014年7月~2022年4月まで、7年9ヵ月もの間住民等との面談を行わず
 - ・山梨県庁→2013年以降現在に至るまで、住民等との面談は無し。方法書、都市計画 原案を一方的に説明するのみ。

歴代知事は、推進を求める住民とは面談しても建設に異議・反対を唱える住民等と の面談を拒否し続けている。

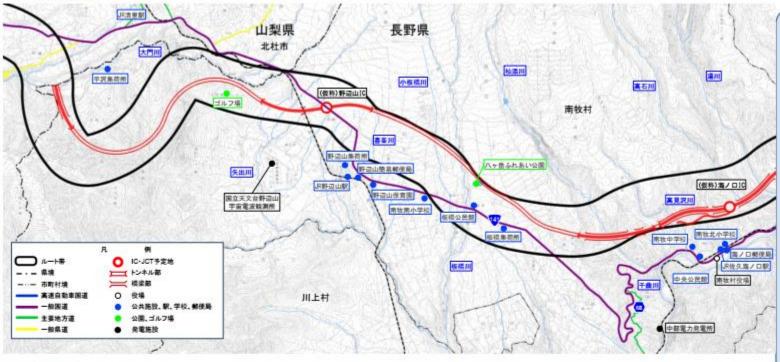
(2) 長野県では住民等の意見を聞く会議を何回も開催。

2016年7月から2023年7月までの間に勉強会5回、みらい会議3回、計画調整会議3回を開催している。

- →長野県は2018年7月まで当初の3キロ幅ルート帯のまま。住民、農協、関係機関、 行政が検討を続けてきた。それにより3キロ幅ルート帯を絞り込んだ1キロ幅ルー ト帯案を作成。
- …2023年7月の第3回計画調整会議を経て最終的に野辺山高原はトンネル構造に決定

(2) ルート・構造の概要

◆ 基本構造



ルート・構造の検討に考慮した主な項目 (山梨県境~八千穂高原IC)

【土地利用】

- ·国立天文台野辺山宇宙電波観測所
- ·公共施設(学校、保育園、郵便局等)
- ·発電施設等(送水管·鉄塔等)
- 既存集落
- ·農地、集荷所等

【地形】

- ・地すべり地形
- ·砂防指定地

【歴史·文化】

·史跡·文化財

【自然環境】

- ・筑波大学八ヶ岳演習林
- ·星空観測地
- ・松原湖の自然環境
- ・鳥獣保護区及び保安林

◆ 縦断図 1400 1200-

4. 八ヶ岳南麓を横断する建設計画の見直しは必須!

・沿線住民の会の基本的な考え方

- 1、八ヶ岳南麓を横断する高速道路建設計画、中部横断自動車道新ルート案に反対し、 国道141号の改良・整備の現道活用を求めます。
- 2、地域住民のみならず、八ヶ岳の自然環境・景観を愛する全ての人々と共に協力し、 高速道路建設等により自然、景観、生活環境等の地域環境が破壊されないための取 り組みを行います。

・基本となる活動

- 1、国政への働きかけ
- 2、国交省への働きかけ
- 3、山梨県及び北杜市等への働きかけ
- 4、諸活動の推進